

◇令和四年度の教区宗務推進にかかる執務方針について

高岡教区教務所長 森尾淳章

高岡教区の皆さまには平素より教区宗務の推進にあたり、ご教導とご鞭撻いただいておりますこと誠にありがたく、厚く御礼申しあげます。

また本日は定期教区会を開催するにあたり、公私ご多用の中、ご参集賜り、明年度の予算案等、ご審議賜りますこと衷心より厚く御礼を申しあげます。

宗派において、先の第三百二十回定期宗会は通常通り開催され、本年度対比、三億二千五百万円縮小した次年度の予算が確定したことでもあります。

教区におきましては、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため教区行事の縮小や中止について皆さまのご理解・ご協力いただきましたこと改めて御礼申し上げます。このため今年度予算の執行状況も大きく変動し、一般会計におきましてはほとんどの費目で補正を組ませていただいたことでもあります。

次年度の宗務推進にあたりまして、宗務の基本方針や実践運動にかかる業務、その他経常的に行う業務も含め、通常の教区運営を見込み、各費目において可能な限り経費の抑制を図り、そのうえで予算総額を六千五百万円として編成いたしました。全く先が見えない状況でありますので、大きな差異が生じる場合も想定されますが、その場合には予算補正として対応をさせていただきます。

○令和四年度「宗務の基本方針」について

令和四年度の宗門の基本方針の概略を申し上げます。

「ご親教「浄土真宗のみ教え」でお示しいただいた私たちへのご教示を基本とし、浄土真宗のご法義の肝要を、真実信心と念仏者の生き方を、あらゆる人々に、そして次の世代に伝えるべく、「ご親教『浄土真宗のみ教え』」に学び、行動する「伝わる伝道」の実践」となりました。

そのための行動指針として「真実信心をいただくとともに、広く阿弥陀如来の智慧と慈悲の心を正しく、わかりやすく、ありがたく伝わるよう行動する」、次に「お念仏を相続し、自他ともに心豊かに生きることのできる社会の実現に努める」、そして、新しい宗務組織の土台づくりをさらに強力に推進するため、「宗門内外の課題に対応し、伝道活動をささえる持続可能な組織化を推し進める」の三点を掲げました。

注力する七項目として『親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要へ』縁を慶び、お念仏とともにの修行』『伝わる伝道』の研究と実践』『新たな日常への対応』『重点プロジェクト』（貧困の克服に向けて『Dana for World Peace』）子どもたちを育むためにの推進』『時代に即応する儀礼と人の育成』『持続可能な宗務組織の構築』『本山・築地本願寺との宗務連携』を挙げております。

宗門総合振興計画について申し上げます。ご懇志につきましては、本計画額二百億円に対して、二月二十四日現在、約百八十七億一千九百三十五万円となっております。皆様から厚いご懇志をご進納いただいておりますこと、ここに改めて衷心より御礼申しあげます。誠にありがとうございます。宗門総合振興計画は明年度から第三期推進計画に入ります。親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要の修行と記念行事の推進、及び三つの基本方針「仏教に基づく社会への貢献」「自他共に心豊かに生きる生活の実践」「宗門の基盤づくり」のもと、諸施策を推進いたします。

慶讃法要につきましては、いよいよ明年三月から第一期がご修行となります。スローガン「ご縁を慶び、お念仏とともに」のもと、法要の趣意書及び五つの付帯事項である「大きな感動につながる法要を」「伝わる伝道を」「私たちのちかい」の普及を「社会に開かれた宗門へ」「具体的な社会実践として」を体現すべく、諸準備に取り組んでまいります。

このたびの慶讃法要に依用する新たな法要作法につきましては、二月十七日付の宗告をもって「新制 御本典作法」の制

定が告知され、今後経本の頒布など普及を図っていくことであります。また、団体参拝につきましては本年二月末日をもって一次募集の申し込みが締め切られ、四月からはその結果を踏まえ、二次募集及び個人参拝の公開募集が開始されます。宗祖のご誕生、「立教開宗」の意義を伝え、全国的な機運高揚を図るうえから、ぜひとも各御寺院での慶讃法要のご修行をお願い申しあげ次第であります。

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）・重点プロジェクトについて申し上げます。宗門全体の実践目標「〈貧困の克服に向けて〉Dana for World Peace」～「子どもたちを育むために」の具体的な取り組みである「子どもたちの笑顔のために募金」につきましては、本年一月三十一日に第三回目の集計を行い、募金額は合計二千百二十五万二千九百二十九円でありました。これまでの募金額と合わせますと六千四百二十七万六千四百四十二円の尊い募金を全国からいただいておりますこと深く感謝申し上げます。今後、募金管理委員会において、募金の支援先や配分等についてご協議いただくことになっております。参拝受付開始に向けた参拝センターの設置が予定されています。

○令和四年度「教区宗務推進の基本方針」について

教区におきましては、宗務の基本方針をもとに、従前より様々な形で取り組んでいただいております活動を基本とし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見ながら、更なる推進を図っていくことが重要と考えます。

「親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要」につきましては、大変厳しい状況の中ではありますが、団体参拝に向けて粛々と準備を進めてまいります。

今後の予定として、教区・組における慶讃法要・協賛行事いわゆるお待ち受け法要行事は二〇二三（令和五）年の六月から十二月までを目途に修行・実施することになっておりますので、今後、高岡教区法要委員会において実施に向けてご協議を賜ることであります。

高岡教区の現状として、近年人口減少に伴う寺院解散や門徒戸数減少の流れが止まらない状況が続いており、併せて一昨年から新型コロナウイルス感染症の拡大によるその影響も計り知れないものがあります。その中でご住職・寺族、寺院役職者の皆さまには寺院の運営・維持にご尽力いただいていることと拝察いたします。本年度の宗派賦課金においては各寺院の現状を考慮し、昨年を引き続き、寺院教化助成という形で実質的には二〇%の減免が行われたこと

でありますが、高岡教区においても昨年同様に教区賦課金について「寺院教化助成費」という形で、実質5%の減額とする予算計上をさせていただいていることであります。常備会にて教区の基本的な財源となります教区賦課金が年々減少していることや宗派助成金が減っている現状を踏まえ、教区の行事、各団体の活動についても点検することを検討すべきという意見をいただきました。今後の厳しくなる状況を鑑み、ご懇念であります経費の有効活用と共に「特別会計振興推進金庫」の更なる充実に努め、教区財政の安定化に向けて進めてまいります。

また、山積しております教区内の懸案事項につきましては、具体的な対策が今後求められことではありますが、それぞれに抱える問題の明確化が必要であると考え、それぞれの関係機関において議論をし、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）については、組・寺院を取り巻く状況が厳しい中、その現状把握のため、アンケート調査を実施し、その結果をもとに研修会を開催し、課題の共有を図ったことであります。これまでの教区・組・寺院の活動のあり方について点検し、高岡教区「御同朋の社会をめざす運動」推進計画の目標「同朋教団の再生をめざして」、スローガン「念仏のこころに生きる生活を」、四つの基本方針「苦悩の現実から出発し、私と教団の在り方を問い直す」これまでの運動を継承しつつ、新型コロナウイルス感染症によって変容する社会の中で課題の確認と共有作業を進める』『教えに基づく非戦・非暴力という戦争に対する基本姿勢の確認と共有』『過去帳開示問題を念頭に情報の公開と個人情報保護のための課題の共有を進める』『門信徒の教区・組・寺院における「参画」を進め、運動推進体制の充実を図る』の具体的実践を展開していきます。

最後になりましたが、新型コロナウイルス感染症により激変する時代にあつて、解決すべき課題は山積しております。この先、多くの困難が予想されますが、皆さまのお知恵を拝借させていただきながら適切な施策を慎重に講じてまいりたいと存じます。

み教えに生かされ、お念仏を喜び、基本を踏まえつつ、それぞれの場で精いっぱい仏恩報謝のつとめを果たす一年でありたいと願っておりますので、皆さまには更なるご教導を賜りますようお願い申し上げます。

▽二〇二一年度定期教区会のご報告

去る三月二十八日(月)に二〇二一年度(令和三年)年度高岡教区定期教区会が開催され、二〇二二年(令和四年)年度一般会計予算を含む財務議決案十三件並びに法規議案三件について慎重審議の上、原案が可決されました。また、三名以上の教区会議員によって発議された「ウクライナの平和を願い、即時の停戦と紛争の平和的解決をもとめる決議」が教区会議員決議として決議されました。(別紙をご参照ください)

※二〇二二年(令和四年)年度一般会計について

教区の一一般歳計の歳入では、昨年度より一七、〇〇〇円の増額となっています。「教区賦課金」は前年度宗派賦課金の第一種・第二種賦課金の合計額(門徒協力指数に基づく金額を除く)の二二〇%を賦課した金額になっていますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮して、昨年度と同じ支出費目の第一款一項三目の「寺院教化助成費」で教区賦課金の五%を寺院に交付させていた。ただ予算構成になっています。歳入の「教務所事務補助金」が教務所長給与引当金の増額を見込んで増としているほか、「各種助成金」では、仏教青年の集いと若婦人聞法の集いの助成金が減額となりましたが、連区行事である少年連盟研修会と連絡協議会が担当教区になっており、その開催助成金が増となることから各種助成金全体では増額となっています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために昨年度も多くの行事が中止になったことで「前年度剰余見込金」が七万円の増額としています。「雑収入」では、児童念仏奉仕団・実践運動教区委員研修会・連区職員研修会の参加費を見込んでいることもあり大幅な増額となっています。減額となっているものとしては、「教区賦課金」が寺院解散等があったこともあり減額となっているほか、「願記手数料」で、昨年度は寺院責任役員・門徒総代の任期満了に伴う願書提出の年度でしたが、今年度はそれが無くなることから減額としています。

次に歳出について、「伝道振興費」でラジオ放送費が宗派からの助成金が無くなることから、その分を補填するという形で支出増となっています。「実践運動推進費」では、組実践運動研修会が組毎にテーマを決めて開催してもらう年度になることから十三万円を減額にしていますが、実践運動教区委員研修会が二日間の日程で開催される年度にあたることから四〇万円、連区行事であるブロック少年連絡協議会と研修会に十万円、連区職員研修会に三十万円、児童念仏

奉仕団に五十万円をそれぞれ増額になっていることから百三十二万円の大幅な増額となっています。「教務所費」では、人件費の昇給と常勤職員の交代にともなう社会保険料が増えたため増額とさせていただきました。「事務費」では、輪転機が壊れ、新たなリース契約をしたために二十万円の増としております。「各種負担金」は、昨年度は開催されなかった北陸ブロック組長会ですが今年度は開催予定ということで負担金十三万円を増額にしております。

その他に、昨年度と同じく教区の臨時・緊急時に運用できる資産を蓄えるための特別会計「振興推進金庫歳計」に二〇〇万円を、「会館運営助成金」でも西本願寺高岡会館の運営経費や修繕費用が毎年二〇〇万円以上必要であるため三〇〇万円を回金することになっています。また、一昨年度に親鸞聖人御誕生八五〇年・立教開宗八〇〇年慶讃法要事務所の特別会計を新設しましたが、その会計へ五万円を回金することになっています。

※二〇二二年(令和三年)年度一般・特別会計予算補正

二〇二二年(令和三年)年度教区一般会計補正について、歳入では「教区賦課金」が減免措置による減額となっているほか、「教務所事務補助金」が教務所長慰労手当が減額されたことにより減となっているほか、「各種助成金」も新型コロナウイルス感染症拡大防止による研修会の中止や宗派からの助成金が減額されたことで減となっています。「前年度剰余見込金」が大幅な増額となっていますが、「雑収入」は、参加費収入を見込んでいた千鳥ヶ淵法要団参・教区新年会などの参加費が無かったことや、全戦没者を悼み平和を願うつどいの協賛金が減額となったため減となっています。

歳出では、「実践運動推進費」が千鳥ヶ淵法要団参や各種研修会が中止となったために減額となっています。「組長会費」は会合数減のために減額となったほか、「諸会議費」でも種々会合や新年会等の中止のため減額となっています。「教務所費」の「人件費」で常勤職員交代により増額となっていますが、「事務費」では消耗品費・出張交通費・慶弔費などの多くの費目で行事が中止になったことにより歳出が減となっています。「各種負担金」もこれまで負担金を交付していた団体で活動休止状態であるため負担金の交付も必要ではないということに減額となっています。

教区特別会計の予算補正では、「教化資料作成費歳計」「子ども・若者ご縁づくり推進費歳計」「免物会計」で、現況に基づいて支入・支出とも予算額の補正をさせていただきました。

※二〇二二（令和四）年度教区特別会計予算

大きな変更があるものとしては、「教化資料作成費歳計」で前年度実績に鑑みて収入の「頒布収入」と支出の「書籍購入費」をそれぞれ増額しています。「免物会計歳計」は、前年度実績に基づいて歳入の「免物冥加」、歳出の「免物申請冥加」を共に増額にしています。また、一昨年度から親鸞聖人御誕生八五〇年・立教開宗八〇〇年慶讃法要事務所会計については、教区の行事を二〇二二年度に開催するという事で協議されたことから、今年度も教区一般歳計からの回金を五万円にいたしました。そして「振興推進金庫歳計」には「一般会計」より今年度も二〇〇万円を回金することになっています。

※法規議案

法規議案として、第一号「高岡教区教務所職員就業規則の一部を変更する区令」 第二号「高岡教区教務所職員給与規則の一部を変更する区令」 第三号「親鸞聖人御誕生八五〇年・立教開宗八〇〇年慶讃法要高岡教区法要事務所設置規則の一部を変更する区令」が可決されました。これは第四十二回常務委員会において、「新たにめざす持続可能な宗務組織を構築するための具体策」に基づく法規議案が議決されたことにもない、①「年功序列型が強い従来の職員職階制度の見直し」 ②「管理職任用資格試験制度の変更」 ③「宗務の専門性に応じた外部人材の登用」 ④「教務所副所長の新設」が具体策に基づく新たな施策として示されたことによるものです。

★教学財団関係

去る三月二十五日（金）に財団理事・評議員会が開催され、二〇二二年度行事計画案と予算案の審議が行われました。今年度は、昨年度と同様に教区一般会計からの回金が三百万円で、総額、四百五十拾萬式千円の予算であります。

また支出では予算の振り分けを変更しました。特に修繕経費には、本山・各教区とのオンライン会議が頻繁に開催されるため、その環境整備の一環として西本願寺高岡会館の二階、各部屋に有線LAN配線の工事を計上しました。また評議員会において『西本願寺高岡会館の駐車場の白線が消えている。』との指摘がなされ、今年度予算更生をして対応すべきとの意見があり協議の結果、六月開催の理事会・評議員会において予算更生し対応することといたしました。

※各種予算書を別紙に同封しておりますのでご覧ください。

▼「御同朋の社会をめざす」運動高岡教区委員長声明について

このたびのロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し、仏教徒として抗議の表明と即時の停戦と平和的解決を求めるため、三月二十三日開催の「御同朋の社会をめざす」運動高岡教区委員会全体会において委員長名にて声明を発出することが決定されました。

●教区報三月号記事訂正のお知らせとお詫び

前号の「御同朋の社会をめざす運動のコナー」において左記の通り、誤りがありましたので、訂正させていただきますとともに、お詫び申し上げます。

下段十五行目

誤：過去帳に差別記載をし、ご門徒さんを差別した歴史が私にはありません。
正：過去帳に差別記載をし、ご門徒さんを差別した歴史が私たちの教団にはありません。

浄土真宗本願寺派たすけあい運動募金
「ウクライナ緊急支援募金」募集について

宗派では、ロシアの軍事侵攻により避難生活を余儀なくされているウクライナの人々を支援することを目的に、緊急に「たすけあい運動募金」において標記募金の募集を開始いたしました。つきましては、募金にご協力いただきますよう、下記の通りお願い申し上げます。

記

1. 募金の名称 浄土真宗本願寺派 たすけあい運動募金
「ウクライナ緊急支援募金」

2. 受付口座番号 ○郵便振替 01000-4-69957
加入者名 たすけあい募金

○銀行振込

銀行 ゆうちょ銀行
店名 一〇九(イチゼロキュウ)店
番号 当座 0069957
名義 たすけあい募金

※通信欄に「ウクライナ緊急支援」と
ご記入ください。

※希望する領収書の「宛名」、「住所」、「連絡先」もご記入ください。

お預かりした募金は指定寄付金として、関係団体へ送り、難民支援等に充てさせていただきます。

3. 受付期間 2022(令和4)年3月10日(木)から当分の間

以上

世界の平和を願って

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻から一月半が経ちました。戦場となり荒廃した市街地や、多数の民間人が犠牲となっていることなど、凄惨を極める現場の様子が報道されています。

今回の問題は日本国内においても大きな波紋を引き起こしています。日本でも国土防衛を理由として与党議員や一部野党議員が先制攻撃を可能とする改憲にとどまらず、軍備増強や核武装をも主張するようになり、今後その動きが加速し、それに同調していく流れが生じる重大な懸念があります。

また、首都キエフやチェルノブイリなどロシア語読みに基づく表記となっていたウクライナの地名をウクライナ語読みの表記に改めることがこのタイミングで唐突に決定されましたが、その必要性があるのかは甚だ疑問に思います。かつての太平洋戦争時代に敵性語の使用禁止として英語の使用が禁止されましたが、それと同質のものを感じてしまいます。敵味方という対立軸でこの問題を捉えるならば却って一層の対立や分断を招き、事態を泥沼化させていくように思えてなりません。

日本国憲法は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように」（日本国憲法前文）ということ念頭に策定され、第九条では「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定されています。太平洋戦争をはじめとする戦争の惨禍を二度と繰り返さないための反省からできあがったものです。

しかし今、「今回のウクライナ侵攻のように敵国が攻めてきたら平和主義で国が守れるのか」ということが声高に叫ばれるようになり、日本国憲法の理念そのものが覆されようとしています。私たちの教団内でも僧侶・門信徒ともに様々な意見があることと思われまます。仏教は非戦平和や非暴力を原則としています。その教えも非現実的な理想論に過ぎないのではないかと、疑問や戸惑いもあるように見受けられます。

しかし、確認しておきたいのはお釈迦様もその教えである仏教も決して非現実的な理想論や空想主義ではないということです。釈迦族の国を狙う強大

な軍事力を持つコーサラ国という隣国がある中で、王子として国家間の政治や外交の場に立ち、そのコーサラ国に国を滅ぼされたお釈迦様の結論の教えでありました。また、浄土真宗の根本聖典である浄土経典は一説には相次ぐ戦乱の時代に成立したと言われています。後に地獄のモデルともなった凄惨な戦場の光景や捕虜の虐殺、占領地の人々が奴隷として売られていく中で、この浄土経典ができあがったとされています。仏教や真宗は非現実的な平和主義を説いているのではなく、戦乱の現実の中から見出された真理が非戦平和・非暴力という原則なのではないでしょうか。

仏説無量寿経の最後には親鸞聖人が正信偈にも引用された、信樂受持 難中之難 無過此難（この教えを信じ喜ぶことをたもち続けることほど難しいことはない）というご文がありますが、このような時代状況だからこそ、その意味を考えてみるべきではないでしょうか。

私たちはかつて「正義の戦争」として世俗の論理を優先し、教団を挙げて戦争協力をしてきた歴史を持ちます。今再び世俗の論理に埋没し、その枠内で教えを解釈していくならば、かつての過ちをくりかえすことになるのではないのでしょうか。様々な口実や正当化する理由があれば「人を殺してはいけない」という大原則がいとも簡単に覆るのが人の世の常ですが、「殺してはならぬ 人をして殺さしめてはならぬ」（法句経）というお釈迦様の教えは、人を介して他国で行われるならば、戦争という殺人に「やむを得ない」と賛同、黙認してしまいかねない私たちを戒めているように思えます。

世俗の論理をものさしとするのか教えをものさしとしていくのか。教えを非現実的な絵空事としてしまうかどうかは私たち次第なのです。

非戦平和や非暴力は教えがあるから実現するのではなく、教えをいただく私たちの不断の努力でしか実現しえないものです。それこそが仏教徒として戦争という問題に向き合う視点ではないでしょうか。

【高岡教区教務所 主幹 岡西好持】

◇これからの日程（4/14～5/28）◇

4月	教区・財団行事	教化団体・組行事
14	常例法座	仏壯総会
15		仏婦第1回常任委員会
		保育連盟総会
20		布教団総会
		若女STF会議
21		北同推総会
22		寺女総会
25		仏婦総連盟総会(web)
28		教区仏婦総会
5月		
9	教学研究室企画会議	
10		非戦平和学習会
14	常例法座	
16	聖典セミナー	
24		仏婦第2回常任委員・会長会議
26		いろは塾
28		若女総会・研修会

☆お知らせ☆

「法輪せんべい」販売について

お茶菓子やご法事・ご法座の折のお扱いにいかがでしょうか。お申し込み先は下記のとおり。

FAX. でのお申し込みも承ります。どうぞご利用下さい。

一袋二枚入りで価格は次の通り

・特大箱（170袋）10,000円

・1組（10袋）600円

お申込み先は・・・高岡市東上関446 高岡教務所内
（寺族青年会担当）

Tel.(050) 5587-7708(代表)

Fax.(0766) 21-5152

ラジオ放送（西本願寺の時間）

「みほとけとともに」

北日本放送（KNB）・73.8kHz.

◎毎週土曜日（本山制作）午前5:35～5:45
□第2・4日曜日（富山・高岡制作）午前6:00～6:10

◎5/2（土）・小林 顯英氏

（本願寺派布教使・大阪教区榎並組法栄寺住職）

「お念珠」

◎5/9（土）・富島 信海氏

（浄土真宗本願寺派総合研究所研究員）

「仏事あれこれ①」「お墓」

□5/10（日）・未 定

（富山教区）

◎5/16（土）・富島 信海氏

（浄土真宗本願寺派総合研究所研究員）

「仏事あれこれ②」「お仏壇」

◎5/23（土）・富島 信海氏

（浄土真宗本願寺派総合研究所研究員）

「死んだらどうなるの」

□5/24（日）・未 定

（富山教区）

◎5/30（土）・岡崎 秀麿氏

（浄土真宗本願寺派総合研究所研究員）

「仏事をする理由」

【西本願寺高岡会館5月の常例法座】

ご講師： 林 史 樹 氏
（伏木組要願寺）

ご講題：「お念仏を称えたら何かよいことがあるのですか？」

午後1時20分頃からビデオ上映、2時からお正信偈六首引のお勤めです。どうぞお誘いあわせてお参りください。